

自治会の法人化 『認可地縁団体』制度について

自治会で保有されている集会所やグラウンドなどを、個人名義、共有名義または市名義で登記している場合、個人などの所有財産との混同や相続手続の複雑化により適正な財産管理に問題が生じることがありました。

認可地縁団体制度は、不動産を保有する自治会が、市長の認可を受けて法人化することで、自治会名義で不動産登記をすることができるようにし、財産管理上の問題を解決しようとするものです。

●認可の対象となる団体

不動産の保有または保有を予定している団体で、字の区域その他一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体

●認可の条件

認可を受ける（法人化する）ためには、次の条件を備えていることが必要です。

- ①地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること。
- ②団体の区域が明確に定まっていること。
- ③その区域に暮らす全ての人々が、その団体の構成員となることができ、その区域で暮らす人の過半数が構成員となっていること。
- ④規約を定めていること。

●認可されると

地縁団体名義で不動産の登記ができるようになります。また、市の窓口で、認可を受けた証明書や印鑑登録の証明書を発行します。

●その他

代表者や規約に変更が生じたときは、変更の届出が必要です。

『認可地縁団体促進補助金』について

市では、自治会の法人化および認可地縁団体名義への不動産登記の促進を図るため、平成26年4月1日以降に不動産登記を行うものについて、登記に必要な経費の一部を補助します。

●補助対象者 認可地縁団体

●補助対象経費

- ①登録免許税法（昭和42年法律第35号）に基づく登録免許税に相当する経費
- ②司法書士等に支払う報酬、調査費、旅費など

●補助期間 平成26年度から平成28年度まで(3年間)

●補助率等

補助対象経費の3分の1以内で、補助期間を通して1認可地縁団体につき30万円を限度とします。

●その他

補助金の活用にあたっては、事前に総務課と協議が必要です。

地縁団体認可申請の相談や補助金の協議については、総務課までお気軽にお問い合わせください。

地縁団体の認可状況

(平成26年3月末現在)

地 域	認可団体数
山 東 地 域	26
伊 吹 地 域	15
米 原 地 域	16
近 江 地 域	16
合 計	73

問 市 総務課（米原庁舎） ☎ 52-1552 ☎ 52-4447

【米原警察署情報】

問 米原警察署 ☎ 52-0110

「東黒田警察官駐在所が移転新築しました」

地域安全対策を強化するため東黒田警察官駐在所が下記の場所に移転しましたのでお知らせします。

- 米原警察署では、高齢者のみなさんを騙す「振り込め詐欺」などの犯罪予防や、痛ましい交通事故防止のため、警察官が地域に出向いてお話をするなど「ごめんやすまいばら」を実施しています。ご要望の方は、米原警察署までご連絡ください。

新東黒田警察官駐在所

住所：米原市
長岡1131番地1
電話：55-0080

米原市役所
山東庁舎

滋賀
銀行

旧駐在所



振り込め詐欺と
不審電話に気を
つけましょう。

*米原市内の犯罪発生状況（平成26年3月31日現在） ※カッコ内は前年比

総数 46件（-34件）、侵入盗罪 1件（-9件）、乗物盗 5件（-6件）
非侵入盗罪 20件（-20件）、その他の刑法犯 20件（+1件）

*米原市内の交通事故

件数 34件（-5件）、死者 3人（+3人）、傷者43人（-6人）